

相続登記はお済みですか？

相続登記の申請が義務化されました。(令和6年4月1日施行)

相続登記無料相談開催！

2/1
～
2/28

場 所

県下各司法書士事務所

時 間

毎日 午前10時～午後4時
(土曜・日曜・祝日を除きます)



登記や遺言など相続に関するご相談ください！

遺言について相談したい。

亡夫名義の不動産、相続はどうなる？

相続登記はいつまでにしないといけないの？

◇定例無料相談会：司法書士業務全般に関する相談を行っております（いずれも予約優先）

日時	相談場所
原則毎週土曜日 午後1時～午後4時	司法書士総合相談センター・和歌山 場所：和歌山県司法書士会館内
原則毎月第1土曜日 午後1時～午後4時	司法書士総合相談センター・田辺 場所：田辺市民総合センター
原則毎月第2土曜日 午後1時～午後4時	司法書士総合相談センター・橋本 場所：橋本商工会館

※簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄（140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

【お問い合わせ】

和歌山県司法書士会

和歌山市岡山丁24番地

TEL.073-422-0568（相続登記相談センター）

073-422-4272（司法書士総合相談センター）

お気軽にお電話ください！

和歌山県司法書士会

検索

